

令和4年 多賀町議会12月第4回定例会再開会議録

令和4年12月20日（火） 午後1時25分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	菅 森 照雄 君
2番	清 水 登久子 君	8番	富 永 勉 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武史 君
4番	木 下 茂樹 君	10番	山 口 久男 君
5番	川 岸 真喜 君	11番	大 橋 富造 君
6番	竹 内 薫 君	12番	松 居 亘 君

◎欠席議員（0名）

な し

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	税務住民課長	岡 田 伊久人 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	福祉保健課長	林 優 子 君
教 育 長	山 中 健 一 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
会 計 管 理 者	奥 川 明 子 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
企 画 課 長	野 村 博 君	学校教育課長	吉 田 克 君
総 務 課 長	石 田 年 幸 君	生涯学習課長	大 岡 まゆみ 君

◎議会事務局

事 務 局 長 夏 原 伸 幸 書 記 渡 邊 美 和

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第93号 令和4年度多賀町一般会計補正予算（第7号）について
（予算特別委員長報告）

日程第3 請願第6号 「消費税インボイス制度実施の中止を求める」との意見書の提出を求める請願書
（総務常任委員長報告）

日程第4 議員派遣の件について

日程第5 委員会の閉会中の継続調査について

(総務常任委員会)

(産業建設常任委員会)

(議会広報常任委員会)

(議会運営委員会)

(開会 午後 1時25分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和4年12月第4回多賀町議会定例会を再開いたします。

○議長(松居亘君) なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、日程表のとおり、予算特別委員長、総務常任委員長に付託案件の審査結果の報告を求め、各委員長に対し質疑の後、討論および採決を行います。

再開に当たり、町長から挨拶をお願いいたします。

久保町長。

[町長 久保久良君 登壇]

○町長(久保久良君) 令和4年12月第4回多賀町議会定例会の再開に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、12月定例会を再開いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本議会定例会は12月2日に開会し、本日までの19日間には、2日の本会議をはじめ、一般質問や予算特別委員会における審議など、提出をさせていただきました14議案につきまして慎重なご審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

なお、本日は本定例議会の最終日でございます。円滑かつ適切にご議決賜りますようよろしくお願いいたします。議会再開のご挨拶とさせていただきます。

(開議 午後 1時27分)

○議長(松居亘君) ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

○議長(松居亘君) 日程第2 議案第93号から日程第3 請願第6号を一括議題とし、予算特別委員長、総務常任委員長より付託案件の審査結果の報告を行います。

初めに、予算特別委員長の報告を求めます。

10番、山口久男予算特別委員長。

[予算特別委員長 山口久男君 登壇]

○予算特別委員長(山口久男君) 予算特別委員会に付託されました「議案第93号 令和4年度多賀町一般会計補正予算(第7号)について」審査を行いましたので、会議規

則の規定により、報告を行います。

12月8日の午前9時より、委員11名と議長、執行者側より町長、副町長、教育長、会計管理者、各担当課長、課長補佐および担当係長の出席を求め、審査を行いました。

各課に関する事項について、予算の説明を受け所管ごとに審査を行いましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

令和4年度多賀町一般会計補正予算（第7号）は、既定の歳入歳出予算の総額に1億2,256万2,000円を追加し、結果、歳入歳出それぞれ63億2,277万8,000円とするものです。

歳入の主なものについて報告します。

国庫支出金は、子どもの増加による児童手当の負担金や障害者自立支援費の追加に伴う負担金などで、総額にして1,126万1,000円を受け入れるものです。県支出金は、令和5年4月29日任期満了の滋賀県議会議員一般選挙の執行に伴う事前準備経費として391万円を受け入れるなど、県支出金では983万5,000円の追加を計上するものです。寄附金はふるさと納税であり、納税額を4,500万円増額補正となっています。繰越金は4,891万9,000円の充当となっています。

諸収入は、後期高齢者医療広域連合より前年度負担金の精算に伴う返還金などで754万7,000円を受け入れるものです。

歳出の主なものについて申し上げます。

総務費では、返礼品等の追加経費として2,358万9,000円や転入、転出手続きの「引っ越しワンストップサービス」関連でのシステム改修に伴うセキュリティ機器設置費に242万1,000円、来年4月執行予定の滋賀県議会議員一般選挙の事前準備としてポスター掲示板の購入費用など391万円が計上されています。総務費総額で4,399万1,000円となっています。

民生費は、児童手当の増額や障害者自立支援給付費の追加、子育て世帯への特別給付金の精算による国庫金の返還金、各児童施設におけるガス、電気料金の高騰に伴う補正額など民生費総額で3,160万9,000円が追加計上されています。

衛生費は、ふれあいの郷の電気料金の補正、また彦根愛知犬上広域行政組合の紫雲苑や中山投棄場の燃料および電気料金の負担金の追加で49万8,000円、新ごみ処理施設の処理方式の転換に伴う実現可能調査経費の負担金の追加に47万2,000円などで194万円が計上されています。

農林水産業費は、林業費として5集落で実施する里山防災整備事業の経費を調整して102万円の追加計上や間伐などの造林事業費の追加となっています。全体では人件費の減額もあり143万3,000円の減額となっています。

商工費は、新規開業店1件のがんばる商店応援補助金の追加です。

土木費は、人件費の調整です。

消防費は、消防団員の出勤手当改正に伴う増加分です。

教育費は、学校および社会教育施設の電気、ガス料金の高騰による補正、小学校費では、義務教育標準法の改正により、令和5年度から5か年間かけて、順次35人学級へ編制されることから、多賀小学校では令和6年度から普通教室が不足することになり、令和5年度に特別教室の改造を行うための事前実施設計費を計上していること。来年3月に県のGIGAスクール運営支援センターが開設されるに伴い運営負担金を計上し、専門家のサポートによるICT環境の充実を図るための補正予算となっています。

教育総務費は、人件費の減額もあり659万9,000円の減額補正となっています。

諸支出金は、ふるさと納税分をまちづくり基金に寄付額と同額の4,500万円積み立てるものとなっています。

以上が今回提案された主な補正予算の概要であります。

次に、補正予算の目ごとに担当課長から予算説明があり、所管ごとに審査を行いました。

以下、質疑の主なものを申し上げます。総務課所管について、ふるさと納税サイトの運営をJTBから大津屋に変更したことで寄付額がどのように増えたのかとの質疑に対し、寄付額が増えた要因としては、①ホームページの写真の見せ方を大津屋で工夫して変えていただいたことと、②広告の打ち出し方を多賀町のインターネットで検索したときに上位に掲載されるように検索対策を変えていただいたこと、③楽天市場を7月から増やしたことが要因と考えておりますとの答弁がありました。

ふるさと納税返礼品の品目についての質疑に対し、キリン製品のビールや飲料、お米、近江牛、西崎さんの布団、みずほ製菓さんのあられ、株式会社多賀のお酒、原養鶏場の卵で、一番多いのは令和4年度でキリンのスプリングバレーが全体の22%、キリンスプリングバレーと一番搾りを含めて大体37%を占めております。午後の紅茶や生茶を含めたキリンの飲料水が全体の大体46%を占めております。キリン製品で全体の80%となりますとの答弁がありました。

サイトに登録したことに対する費用は増えないのかとの質疑に対し、初期費用として、寄付額に対して8から10%の費用が発生しますとの答弁がありました。

ふるさと納税業務委託料2,300万円は、返礼品の調達費用、返礼品自体の費用も入っているのかとの質疑に対し、返礼品も含まれておりますとの答弁がありました。

人件費が増えていることについての質疑に対し、総務課、企画課、会計の人件費を計上しております。人事異動により、職員給与の差額をそれぞれ調整させていただいたとの答弁がありました。

企画課所管について、ネットワークのファイアウォールの整備についての質疑に対し、LWANファイアウォールの改修、ネットワーク間ファイアウォールの新設、ぴったりサービス連携サーバーの新設を行い、通信の安全性を確保するため、基幹系システムへの不正アクセスを防止するためのものであるとの答弁がありました。

マイナンバーカードの個人情報漏えいの懸念についての質疑に対し、マイナンバーカ

ードを紛失され、そのカードを拾われた方が適当に暗証番号を入力しても、暗証番号を5回間違えるとロックされる仕組みなど、一定の安全性は確保されているとの答弁がありました。

電算構築委託料は一般財源となっているが、国庫支出金はないのかとの質疑に対し、6町クラウドで共同利用しているもので、関係部局間で検討したが、補助要件のハードルが高く、国の補助対象とはならなかったとの答弁がありました。

税務住民課所管について、後期高齢者の医療の部分の差額が720万円余りについての質疑に対し、令和3年度分の負担金精算により、多賀町に721万1,000円が返還されたものです。新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響があったものであるとの答弁がありました。

福祉保健課所管について、清流の里の土地は、町の財産なのか。駐車場のどこが借地なのかとの質疑に対し、清流の里の特別養護老人ホームの施設の前の駐車場の一部が、町有地ではなく借用している土地であります。毎月6,000円の年間7万2,000円を借地料として支払っておりました。その土地を今回購入させていただきましたとの答弁がありました。障害者の介護給付費を1,360万円追加、その一方で返還金404万5,000円となっているがどういうことなのかとの質疑に対し、1,360万円については、令和4年度のこれからの見込みでの追加をお願いするもの。返還金の404万5,000円については、令和3年度の実績から返還をするものです。

国庫支出金返還金457万円について、子育て世帯の独り親世帯以外への支援金であるが、事務費も含まれているのか。実績は何件分だったのか。県事業ではなかったのかとの質疑に対し、子育て世帯の給付費については、町の方で実施させていただいています。県が実施しているのは独り親家庭、児童扶養手当を受けている方については県からの支給になります。給付金は1人5万円となっており、事業費と事務費、両方を見込んでおります。事業費で370万円、事務費で87万3,000円、合計457万3,000円を返還するということとなりますとの答弁がありました。

産業環境課所管について、間伐材有効活用事業補助金が58万円を増額ということだが、1㎡当たり1,000円の補助となっている。補助単価の引き上げはどうかとの質疑に対し、木材を有効活用するために補助単価を上げることは、有効な手段とは思いますが、県が1㎡当たり1,000円を補助、さらに町も1㎡当たり1,000円を上乗せさせていただいているところです。多面的機能維持交付金の町の上乗せ補助で10%を造林事業については補助させていただいておりますとの答弁がありました。災害に強い森林づくりの事業関係について、大字四手、川相における、緩衝帯タイプの単価が70万円となっている一方、里山防災タイプは単価が150万円であるが違いはどの質疑に対し、緩衝帯整備に係る事業単価1ha当たり70万円で、それに掛ける実施面積ということで事業費の方を出させていただいた。それに対し、県の補助金は半分のヘクタール当たり35万円の2分の1を持つということになります。里山防災タイプ150万円

は10分の10で、補助単価が高く設定されており、県の補助単価で事業費を算出していますとの答弁がありました。

教育委員会所管について、あけぼのパークの光熱水費が約320万円増の補正予算額となっている。小中学校では補正予算額が100万円から200万円に対し、あけぼのパークが3倍の増となっている理由は何かとの質疑に対し、令和4年度11月までに光熱水費の費用が540万円です。今後の見込みとして、令和3年度において12月から1月までに支払った光熱水費は330万円程度となっております。あけぼのパークの利用者も増えていることや事業展開をしておりますので、さらに単価が上がっている中で、あけぼのパークで使用している電気料金の比率を換算しますと、全体的にこの金額でも足りないぐらいの電気料金になるということですので、上乘せをさせていただき、今回の補正の317万4,000円を積算しておりますとの答弁がありました。

令和4年11月まで540万円の光熱水費を払っています。あと12月から3月までの光熱水費をさらに320万円を上乘せしないと支払えないのか。当初予算額は716万2,000円であり、11月までに544万4,000円を支払って残金は171万8,000円です。昨年10月から3月までに支払い実績は336万9,000円となっております。今回317万円余りを増額補正させていただきましたとの答弁がありました。

GIGAスクール運営センターの負担金について、小学校6年生と中学3年生が使っていたパソコンデータを消去するための費用との説明であったが、毎年費用が発生するののかとの質疑に対し、小学6年生、中学3年生は、パソコンの使用期間も長期になっていることや個人データ等も保存されている場合もあり、個人データを消去しておく必要があります。新入生が使うパソコンの再設定作業を100%しておかなければ、4月の入学時に間に合いません。そのための予算として、毎年設定作業を行う必要がありますとの答弁がありました。

次に、通学バスの置き去り防止対策についての質疑に対し、国の補助は、幼稚園と就学前の園児の送迎バスに対して確定しています。多賀町では、就学前の場合は保護者が送迎していますので、基本的には関係がなく、小中学校のスクールバスの置き去り防止対策については、来年度にしっかり機器を設置する考えです。国の補助については現在流動的であり、歳出の方で要求をし、財源が入った時点で歳入の補正をする形で、整備については来年度早々にさせていただこうという計画ですとの答弁がありました。

以上、全ての質疑応答を終了し、討論はなく、採決の結果、「議案第93号 令和4年度多賀町一般会計補正予算（第7号）について」、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算特別委員会に付託されました審査結果の報告を終わります。

○議長（松居亘君） 次に、総務常任委員長の報告を求めます。

7番、菅森照雄総務常任副委員長。

〔総務常任副委員長 菅森照雄君 登壇〕

○総務常任副委員長（菅森照雄君） 総務常任委員会に付託されました審査結果を、会議規則により、報告いたします。

1 2月9日午前9時より、役場3階第1委員会室において、総務常任委員会に付託されました「請願第6号 「消費税インボイス制度実施の中止を求める」との意見書の提出を求める請願書」について、審査を行いました。

局長より趣旨説明の朗読の後、この請願は1,000万円以下の免税事業者について、消費税の免税の廃止を求める意見書の提出を求める請願で、審査の主な意見の内容について、委員から、令和5年10月から実施が決定されている。決定されていることについて中止を求めることは難しい。

1,000万円以下の免税事業者については国も軽減処置を検討されているとの報道がある。

また、委員から、消費者は消費税を払っているが免税事業者は納税しないというのは、理解を得られない。

また、1,000万円以下の免税業者が支払われた消費税を納税しないのは納得いかない。

また、コロナ禍の中で中止というよりも、凍結、延期、見直しという趣旨に読み取れる。

コロナ禍で経営危機が深まると言われているが、インボイス制度とは別問題だと思う。また、請求書、領収書発行などに手間がかかると言われているが、免税とは関係がない。

インボイス制度は、企業と企業の間での話であり、請願趣旨にある小規模農家、フリーランスと明記されているが、確定申告されている。報酬程度の個人にまで生活に影響がないのではないかと。

また、シルバー人材センターで働く高齢者は、消費税が引かれるようになって生活自体には影響がないと思う。また、ベンチャーやフリーランスも育たないと言われているが、その制度の中で工夫して育ってきている。

小規模事業者の救済と消費税とは別だと思う。生活が苦しい中で、低所得者も一律に払っているのに税の公平性が保たれない。

実施されていない段階での判断は難しい。

請願の最後に税制で商売を潰すなどある。国に納めることによって、福祉、教育などに使われる。商売している人も、例えば介護保険料が下がるかもしれない。

議会として町民さんに寄り添っていくことも大事である。

請願書の修正、見直しはどうか。請願者の思いを酌み取るべき。条件付見直しで採択はできないのか。不採択になっても意見書は出せるのではないかとという観点で提案したい。

委員から、請願書の見直し、修正は願意から外れ、趣旨が変わってくるのであり得な

い。請願はそういうものではない。請願者から提出された請願書に基づいて審査をしているなどの意見がありました。

以上のことを踏まえ、法令上の採択基準はないが、一般的に請願の判断基準で請願が妥当であるか、実現が可能であるか、町村の権限、議会の権限に属する事項であるかなどの判断基準を基に採決を行った結果、原案のとおり採択すべきとすることに賛成1人、反対3人で「請願第6号 「消費税インボイス制度実施の中止を求める」との意見書の提出を求める請願書」は賛成少数により不採択とすべきとすることに決定しました。

以上で、総務常任委員会に付託されました審査結果の報告を終わります。

○議長（松居亘君） 以上で、予算特別委員長報告、総務常任委員長報告を終わります。

これより、予算特別委員長、総務常任副委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2 「議案第93号 令和4年度多賀町一般会計補正予算（第7号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。議案第93号は、予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第93号は予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 「請願第6号 「消費税インボイス制度実施の中止を求める」との意見書の提出を求める請願書」の討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

9番、川添武史議員。

〔9番議員 川添武史君 登壇〕

○9番（川添武史君） 9番、川添です。

令和4年12月議会総務常任委員会の付託案件であります「請願第6号 「消費税インボイス制度実施の中止を求める」との意見書の提出を求める請願書」について、私は賛成の立場で討論をいたします。

この請願者は、全国組織の民主商工会の彦根の会長から出されていますが、多賀町の業者も24人が加入をされています。また、シルバー人材センターとの意見交換会においても、この制度の開始がされれば、会員の減少が懸念される。シルバー人材センターの経営危機が懸念されると言われていました。総務常任委員会の議員さんは、多くがサラリーマン出身であり、税務申告、確定申告が大変な努力が要ることは知らない方が多

と思います。議員さんが言われているとおり、シルバー人材センターの会員さんは、シルバーの収入だけで生活されている方はおられないと思います。議員は多少の金額が下がるだけと言っていますが、滋賀県の最低時間給は現在927円です。多くの会員さんは日当8,000円相当だと思います。8,000円から消費税800円を引かれると7,200円しかありません。全く作業意欲を失われ、脱退される会員さんが増え、会員の存続危機になるとも言われています。議員の中でも、今の議員報酬は低いと、値上げの話もあります。逆に、1割も減額されたら、誰も議員の成り手がなくなる。それと同様に、働き手の確保のためには、インボイスによる減少は避けるべきだと思います。

国の施策に何を言っても仕方がないとも言われていますが、我々地方議員は、町民のための政治をしなければなりません。ある議員さんの言われるとおり、町民目線の立場が必要であります。県内の自治体の動向ですが、現在、東近江市、野洲市、甲賀市、高島市、甲良町が採択をされています。豊郷町は、共産党が提出者として不採択になったと聞いています。全国から多くの意見書が国に送付され、国もこのままでは大変だということで、いろいろと対策案を出されています。意見書の提出により、より良い制度になるように期待し、皆さんの賛同を頂きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松居亘君） 次に、原案に反対者の発言はありますか。

3番議員、近藤勇議員。

〔3番議員 近藤勇君 登壇〕

○3番（近藤勇君） 3番、近藤でございます。

ただいまのインボイス制度、大きな問題となっております。それは私も十分理解をしております。ただいま川添議員からは賛成ということで話がありましたが、私は税の公平性、本当に今の状態でいいのかという状態を考えたときに、どうしても納得ができないという部分がありますので、反対討論をさせていただきます。

1点は、今お話がありましたように、フリーランス、あるいは小規模の農家、私も当然小規模の農家になります。そして、大きく話をされているのがシルバー人材センター。シルバー人材センターの手間賃、日当が減額されるという話を今されましたけれども、現在シルバー人材センターに払っているのは、例えば今8,000円というお話がありましたので、8,000円プラス10%、800円の消費税ということで、お願いをした側は現在払っているという認識をしております。その800円の消費税がどこに行ったんやという状態の中で、税の公平、平等という話がそれで本当に成り立つのかという部分を私は強く感じております。

本来であれば、今おっしゃるように、多賀町の町民のことを考えたら、おまえら議員やろが、小規模の商売をどうすんねん、小規模の農家をどうすんねん。あるいはシルバー人材センターの行く末をどうすんねんということを考えよというお話でございますけれども、それを考えるのと、税の公平、平等を考えるのを同一にしているのかということ、私を強く感じております。ですから、先ほど冒頭申しましたように、本当にこれで

税を納めんならん人と納めなくていい人、区分けがきっちりできる。あるいは納めんならん人はきっちり納めんねやと。そして今、国の方では、低所得者の事業所、1,000万円と言っていたのが、二千何百万円にしようかとかという話も出ています。そうして、その税金を何に使うねん、どこへ持っていくんやという話の中で、今後、その国の税金の在り方を考える。税と社会保障の一体改革で消費税は社会保障の税として扱うねやと言いながら、小規模で今現在は1,000万円以下の人は消費税を払う、納入する必要がないと言われておりますが、その小規模であっても、現在10%預かってるんやと。そして、それを国の方に納めていないということも聞き及んでおります。それが本当にいいんやろうかと。

例えば、私が家で駄菓子屋してて100円で売ったところ110円もろて、本来やったら100円のところを10円余分にもらっていると、消費税として。そやけども、私は1,000万円以下やさかいに、申告しませんから、この10円の部分は私の収入として入ってますというような扱いが現在の扱いでないかというふうに思うんです。ですから、そういうことをなくすため、税の公平、平等という話の中で、先ほど話がありましたように、サラリーマン、町の執行者の方は当然給与、私どもも議員報酬として頂いています。その中でおまえの議員報酬からはこれだけの所得税を引きますよ。あるいは執行者の方も給与の毎月の支払いの中でこれだけの税金を払ってもらいますよというて、みんなそこで控除をされているはずです。控除された部分は、所得税として納入をしているというのが税の在り方。そして今の消費税の話も、昔やったらスタート5%からです。5%、8%、10%となりました。そして、この10%になったとき、私は本当にそのときの仕事柄、強く思っていたのが、税と社会保障の在り方ということで、全て社会保障の方に回しますという制度の説明の中で、その消費税の扱いがされてきたというふうに思っております。

それを今、何か改まってこのインボイスの制度の中で税の在り方を考えていくのに、今まで何や知らんけど10%上乘せしてもらってたけれども、それを今度はきっちり届けをすることによって払わんならん。当たり前の話やと私は思います。町民の方が、いや、おまえの話おかしいぞっておっしゃるのであれば、それはそれで、きっちり私も私の考え方を話をさせていただこうと思っております。議員さんの皆さんも、ほんまにこれでええねやろか。私、議員報酬からも払ってるし、家で商売もしている、農業もしていると。ほな私も農業をやっていると、これから米を売ったり何やかんやすると、当然税はかかってくる。当たり前の話。その代わりに、買ってるときにも税払ってますから、農協さん、あるいはそこらの商店の人も、私が購入した代金は税で払っていただく。私が売った部分については税で払うんやということがしかるべき、全国民が考えるべき話ではないかなというふうに思いますので、今出されております請願で、このインボイス制度の実施を中止せいと。国が決めたさかいどうのこうのという話と違って、来年の10月、施行されると。そやさかい、それを今さら中止してもおかしくないやないかと

というようなことでなくして、根源的にこれで本当にいいのかということを感じ、私はこの中止を求めるための請願を出すということには反対をいたします。

以上です。

○議長（松居亘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番議員、山口久男議員。

〔10番議員 山口久男君 登壇〕

○10番（山口久男君） 「請願第6号 「消費税インボイス制度実施の中止を求める」との意見書の提出を求める請願書」に賛成の立場から討論を行います。

政府が2023年10月に実施予定している消費税のインボイス、いわゆる適格請求書制度は、全国約500万の免税事業者や約1,000万人と言われるフリーランスに納税義務を広げます。事業者の登録が既に始まっておりますが、その前に中小業者、あるいは農家、個人事業主から幅広い人たちが中止を求めています。コロナ禍で苦しむ多くの国民、中小零細業者にさらに負担を強いる制度であります。年間の売上高1,000万円以下の業者は、現在、消費税の納税を免税されています。インボイス制度は、消費税を販売価格に転嫁することが困難な零細事業者にも課税事業者になることを迫ります。まさに私は、廃業が増えかねないという心配をしております。

消費者に物やサービスを売った事業者は、客から受け取った消費税から仕入れにかかった消費税を差し引いて納税をします。仕入れ税額控除の仕組みです。今は、帳簿で行っているこの計算をインボイスと言われる請求書で行って納税することが義務づけられます。発行者の氏名、社名と登録番号、取引年月日、取引の内容、金額、適用された消費税率と税額が記入をされる。インボイスは、税務署に登録した課税業者しか発行できません。課税業者が免税業者から仕入れた場合は、現行では消費税がかかっているとみなして控除できます。インボイス導入後は、インボイスのない仕入れ税額控除は認められません。免税業者からの仕入れにかかった消費税を差し引くことができず、納税額が膨らみます。これを避けるために、免税業者との取引停止が増えることおそれがあります。インボイスを発行するには、課税業者になるしかありません。赤字経営でも、身銭を切って消費税を納めなければなりません。煩雑な納税事務にも悩まされます。免税業者のままでいた場合、取引から排除されるほか、消費税の納税額が増える取引先から値引きを強要されることが懸念されると思います。

シルバー人材センターで働く約70万人の会員、多賀町にもたくさんおられますけれども、その方にも影響が及びます。会員はセンターから業務を委託される個人事業主です。インボイス導入後、センターが消費税納税で仕入れ税額控除をするには、会員が発行したインボイスが必要であります。平均年収約四十数万円の会員が課税業者になって消費税を負担させることになりかねません。全会員が課税業者になることは困難なため、報酬から消費税分が引かれるようになる可能性があります。9割が免税業者の農家や中小零細業者、単発で仕事を請け負うフリーランスや個人事業主、そういった一人親方も

含めて、こういった人たちに同じ影響が受けます。

コロナ禍で時短、自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊する中で、中小企業、中小零細業者、自営業者の経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況では私はないと思います。多くの中小企業団体や税理士団体も凍結、延期、見直しを表明し、現状での実施に踏み切ることに懸念の声が上がっております。新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済社会においても、地域に根差して活動する中小零細業者、中小企業の存在が不可欠であります。犬上郡内では、先ほどもありましたように、甲良町では賛成9、反対1で本請願が既に採択をされており、全国では290を超える議会で意見書が出されております。

中小零細業者、個人事業者などの声を代弁し、国に対し意見書が提出されるよう、本請願を採択することを求め、本請願に賛成の討論といたします。

○議長（松居亘君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は不採択です。請願第6号を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔起立少数〕

○議長（松居亘君） 起立少数であります。よって、請願第6号は否決されました。

○議長（松居亘君） 日程第4 「議員派遣の件について」を議題とします。

本案は、会議規則第128条の規定により、お手元に配布しておりますとおりの議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第5 「委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

本案は、総務常任委員会、産業建設常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査を行うことに決定しました。

お諮りします。本定例会において議決されました議案等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の議事日程および本定例会に付された案件は全て終了しました。

去る12月2日開会、本日までの19日間の会期にわたり、終始熱心にご審議、ご審査賜り、また、議会の運営に関しましても格別のご協力を頂き、誠にありがとうございました。

これをもって令和4年12月第4回多賀町議会定例会を閉会いたします。

（午後 2時18分 閉会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 松 居 亘

多賀町議会議員 竹 内 薫

多賀町議会議員 川 岸 真 喜